

京都市上下水道局訓令甲第1号

上下水道モニター実施要綱の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成23年2月28日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 西村 京三

上下水道モニター実施要綱の一部を改正する訓令

上下水道モニター実施要綱の一部を次のように改正する。

第3条の見出しを「(定員)」に改め、同条中「募集人員は、」を「定員は、原則として」に改める。

第5条第2号中「満20歳」を「満18歳」に改める。

附 則

この訓令は、平成23年3月1日から施行する。

(上下水道局総務部総務課)